

## 随意契約理由書

件名	令和6年度 西神・山手線 鉄道車両用集電装置部品の購入その2	
契約の相手方	東洋電機製造株式会社 大阪支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>集電装置(パンタグラフ)は車両の屋根上に設置し、地上側に設置された電車線より電気を車両へ取り入れるための装置である。</p> <p>車両が安定して電気の供給を受けるためには、走行中常に変化する車両と電車線の相対的な位置関係に対し、集電装置は滑らかに追従する必要がある。</p> <p>車両の全般・重要部検査においては、集電装置を車両より取り外し分解整備を実施するが、その際に可動部の摩耗部品、経年劣化部品等は集電装置の機能を維持するため交換を行う。</p> <p>今回発注する部品は、この全般・重要部検査における交換用及び通常の保守用の部品である。</p> <p>これらの部品は車両の屋根上で日光や風雨にさらされる厳しい環境において、長期にわたり安定した性能を維持するため高い信頼性が必要である。</p> <p>また、使用を継続する集電装置部品に組み込むためには、厳密な互換性が必要となる。</p> <p>これらの条件を満たす部品を供給できるのは、当局車両の集電装置を設計・製作した東洋電機製造株式会社のみである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局高速鉄道部地下鉄車両課検車区	(電話番号 078-793-1306)